

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年8月8日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500094号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500034号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を令和2年12月21日は50万円、令和3年12月20日は60万円及び令和4年4月28日は50万円に訂正することが必要である。

令和2年12月21日、令和3年12月20日及び令和4年4月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年12月21日、令和3年12月20日及び令和4年4月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和2年12月21日
② 令和3年12月20日
③ 令和4年4月28日

A社から支払われた請求期間①、②及び③の賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額と記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金給付に反映される標準賞与額として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与支払明細書、賃金台帳及び給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、同社から請求期間①は50万円、請求期間②は60万円及び請求期間③は50万円の賞与の支払を受け、当該賞与から当該各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該各期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2500014 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2500033 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 10 月 12 日から昭和 63 年 4 月 1 日まで

昭和 62 年 10 月 12 日から昭和 63 年 3 月 31 日までの期間について、A 事業所に臨時職員として勤務し、同事業所の所長から厚生年金保険に加入することを勧められ、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間に係る給与明細書は保管していないが、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された写真を見ると、「昭和 62 年度 B A 事業所 63 年 3 月」、「87.11.10」の日付が印字されていること及び雇用保険の記録により、請求者が請求期間において、A 事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 事業所を所掌する C 市 D 局 E 課（以下「E 課」という。）は、請求者の勤務期間、雇用形態、請求期間に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除について、確認できる資料がなく不明である旨回答しており、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たして勤務していたか否か及び請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについて、確認することができない。

また、オンライン記録によると、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらず、E 課が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 3 年 1 月 4 日であることから、請求期間において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないところ、前述の E 課は、請求期間当時の臨時的任用職員の社会保険（健康保険及び厚生年金保険）加入の取扱いが不明であるとした上で、臨時的任用職員が社会保険の適用対象となった時期及び適用対象となる勤務条件について、いずれも不明である旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間当時に A 事業所の所長から厚生年金保険に加入することを勧められた旨主張しているが、請求期間当時に同事業所の所長であったとする者は、当時の臨時職員に係る社会保険加入の取扱いについては覚えていない旨陳述しており、請求者が請求期間当時の同僚として名前を挙げた者の回答及びオンライン記録における当該同僚の年金記録の状況からも、請求期間当時の同事業所における社会保険加入の取扱いをうかがうことはできない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。